

調査票記載要領

1 調査対象について

本調査票は、社会福祉法人等が令和2年度以降に行う(1)の施設整備等で、(2)に該当する袖ヶ浦福祉センター利用者の受入れを予定している場合に、提出してください。

ただし、提出に際しては、次の点に留意してください。

ア 袖ヶ浦福祉センター利用者移行のための施設改修等の上乗せ補助を行うものであり、グループホームの創設に際しては、別途国庫補助申請を行うことを想定していること。

イ 民間助成（共同募金、民間基金など）及び自費（社会福祉法人等の自主財源など）で行う整備も調査対象とする。

(1) 施設整備等

①創設（グループホームのみ）

②増築

利用者の居住するユニットの新設・特殊浴槽の増築等を含む整備。

既存入所施設の現在定員の増築を図るための整備については、別途協議を要する。（千葉県障害者計画において定める施設の必要定員総数に達している場合、その他の計画の達成に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、現在定員の増を図る形では補助対象としない場合もある）。

③全面改修

利用者の居住するユニット全体の改修を含む整備。

④部分改修

利用者の居室・トイレ等の改修を含む整備。

(2) 補助の対象となるセンター利用者

平成26年度末時点で、下記に該当していた方

①強度行動障害者

- ・更生園の強度行動障害支援事業の対象者
- ・養育園第2寮入所者（平成26年度末時点で20歳以上）

②行動障害者

- ・①の対象者以外で更生園第2支援グループ入所者

③その他の障害者

- ・更生園第1支援グループ入所者

2 提出書類について

袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備希望調査票（様式1）に加え、次の書類を可能な範囲で作成し、県障害福祉事業課県立施設改革班に2部提出してください。

期限までに提出できない書類がある場合は、提出できない書類の名称といつ提出できるかを別紙にまとめ、上記と同様に県障害福祉事業課県立施設改革班に2部提出してください。

- ①袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備希望調査票（様式1）
- ②位置図、平面図、配置図
- ③見積書（概算可）
- ④建設予定地（改修建物）等の写真
- ⑤建設予定地（改修建物）等の登記簿謄本
- ⑥建設予定地（改修建物）等の取得予定・使用貸借予定を証明する確約書等の確認書面
- ⑦令和2年度事業活動収支予算書
- ⑧協議状況及び立地条件並びに周囲の環境説明書（別紙）
- ⑨土砂災害照会（別添様式）
- ⑩理事会議事録（受入れ、整備の意思決定に係るもの）
- ⑪袖ヶ浦福祉センター利用者との施設等整備後の入所（入居）内諾書の写し
- ⑫法人の概要（法人の経営内容が分かるパンフレット等）
- ⑬担当者調査票
- ⑭その他参考となる資料

3 書類の作成及び提出に際しての留意事項について

- (1) 希望調査票の提出を予定している場合は、あらかじめ提出する前に県障害福祉事業課県立施設改革班に連絡してください。
- (2) 期限までに提出できない書類や記載できない事項については、施設改修については翌月末までに、グループホーム創設については10月末までに提出、報告してください。
- (3) 社会福祉法人等において、2で示した書類以外に添付した方が良いと思われる資料がある場合は添付して差し支えありません。

4 補助について

- (1) 補助基準額は、交付要綱を参照してください。
- (2) 調査表の提出をもって補助が認められたものではなく、各社会福祉法人等から提出のあった全ての調査票等を基に、予算の範囲内で改めて検討のうえ補助事業を採択するものであること。

5 調査票の記載・作成方法について

希望調査票の記載・作成にあたっては、次に掲げる事項及び記載例などを参考に記載し、記載漏れに留意すること。

①事業主体（連絡先）

| | |
|------------------------------|--|
| 法人等名称 | 新たに社会福祉法人等を設立して施設整備を行う場合は、予定している名称を記載し、名称の前に（仮称）と記載すること。 |
| 担当者氏名 | 整備の内容が分かる者の氏名を記載すること。 |
| 電話番号、 FAX番号、 電子メールアドレス | 必ず連絡がとれる番号等を記載すること。 なお、FAX、電子メールアドレスが無い場合は、「無」と記載し、空欄にしないこと。 設計士事務所を連絡先としないこと。 |

②整備内容

| | |
|------------|--|
| 整備の必要性 | 受け入れる利用者の障害特性等に応じて整備を行う必要性など具体的に記載すること。 併せて参考資料があれば添付すること。 |
| 整備年度 | 整備期間は原則として単年度事業とし、希望する整備年度にチェックすること。 なお、創設（グループホーム）は原則として「令和2単年度」にチェックすること。 |
| 整備区分 | 該当する部分をチェックすること。 |
| 受入対象者 | 受け入れる利用者の種別を■で塗りつぶし、受入れ合意のできた人数を記載すること。 |
| 整備施設種別 | 整備予定施設の種別と定員数を記載すること。 |
| 整備予定施設等の定員 | 施設入所支援・生活介護・共同生活援助・短期入所（併設型）の定員数の計（内訳に各サービスごとの定員数）を記載すること。 |

③資金計画

| | |
|------|--|
| 総事業費 | 土地の造成費などがある場合は、その他費用欄に記載することとし、括弧内に工事内容等を記載すること。 添付した見積書の金額と一致させること。 |
| 財源内訳 | 財源内訳の合計と総事業費の合計は必ず一致させること。 市町村補助金、借入等を財源としている場合は、各関係機関に補助及び融資等の可能性、金額等を確認のうえ記載すること。 |

④建物

| | |
|---------|---|
| 構造、延床面積 | 創設の場合は、建設予定にチェックをし、分かる範囲で記載すること。 |
| 所有者 | 現在の所有者を記載すること。 |
| 抵当権設定 | 有りの場合、医療機構及び同機構と協定を結んだ民間金融機関からの協調融資以外の場合、抵当権の抹消の見込みがあること。 |
| 取得形態 | 貸与の場合、有償・無償にかかわらず、原則として貸与期間が10年以上であり、かつ貸与期間の延長規定があること。 |

⑤整備予定地

| | |
|--------------|--|
| 所有者 | 現在の所有者を記載すること。 |
| 抵当権設定 | 有りの場合で医療機構及び同機構と協定を結んだ民間金融機関からの協調融資以外の場合、抵当権の抹消の見込みがあること。 |
| 取得形態 | 貸与の場合、有償・無償にかかわらず、原則として貸与期間が10年以上であり、かつ貸与期間の延長規定があること。 |
| 災害の際の安全性について | 整備区分にかかわらず下記を参照のうえ記載すること。 |
| 液状化 | 千葉県ホームページの千葉県地震防災地図（平成28年度作成）を参照し記載すること。 https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/higaisoutei/bousachizu.html 「東京湾北部地震」にある「液状化危険度マップ」を参照し、下記のとおり記載すること。 ○「液状化対象外」⇒液状化区域外にチェック ○「液状化対象外以外の場合」⇒液状化区域内にチェックし、カッコ内に液状化危険度を記載すること。 |
| 土砂災害 | 施設等の所在地（開設予定地）が土砂災害のおそれのある箇所等かどうかについて確認する場合、下記ホームページを参照の上、別紙「土砂災害照会様式」により当該地域を所管する土木事務所にFAXで直接照会してください。 ・土砂災害危険箇所等の指定状況等の確認について http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shafuku-hojin/dosha.html |
| 津波 | 千葉県ホームページの千葉県地震防災地図（平成28年度作成）を参照し記載すること。 https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/higaisoutei/bousachizu.html |

| | |
|--------------|--|
| | <p>「大津波警報 10m、東京湾口 10m」の「防潮施設なし、水門解放」を参照し、下記のとおり記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「津波区域外」⇒浸水区域外にチェック ○「津波区域外以外の場合」⇒浸水区域内にチェックし、カッコ内に浸水深を記載すること。 <p>「～50cm未満」から「200cm～」までの4段階のうちからあてはまるものを記載すること。</p> |
| 都市計画法 | 都市計画法における区域区分を記載することとし、開発行為等の許認可が必要な場合は、別紙様式2に記載すること。 |
| 隣接地権者への説明状況 | <p>説明済みの場合は、説明を行った年月日、相手方、説明に対する意見などを記載すること。</p> <p>今後、説明を予定している場合は、説明を予定している年月、相手方を記載すること。</p> |
| 地元自治会への説明状況 | <p>説明済みの場合は、説明を行った年月日、相手方、説明に対する意見などを記載すること。</p> <p>今後、説明を予定している場合は、説明を予定している年月、相手方を記載すること。</p> |
| 市町村との事前相談の状況 | <p>市町村障害担当課との相談等の状況を記載し、相談等の内容に対する担当課の意見等があった場合は記載すること。</p> <p>また、市町村障害担当課に土地の確保や財政的な支援を要請した場合はその内容と要請に対する担当課の意見等があった場合は記載すること。</p> |
| 備考 | 様式に掲げた事項以外で特記すべき事項がある場合に記載すること。 |